

各自治体
首 長 様

2013（平成25）年11月18日

鹿児島県児童クラブ連絡協議会
会 長 加 来 宗 暁
事務局／青葉児童クラブ 霧島市国分重久 2105-1
TEL/FAX 0995-45-7800

「子ども・子育て支援法」－学童保育（放課後児童クラブ）の基準づくり と公的責任での量的拡大・質的向上をはかるための要望書 ～私たちが求める学童保育の基準をつくるために！～

御職におかれましては、日頃より学童保育（放課後児童健全育成事業）の充実、発展のためにご尽力いただき、敬意を表します。

さて、

学童保育（放課後児童クラブ）は、共働き・一人親家庭等の子育てにとってなくてはならない施設となっています。

現在、全国にある2万1635か所の学童保育に、約89万人（前年より4万人増）の子どもたちが毎日生活しています（2013年5月現在）。しかし、学童保育の現状は量的にもたいへん不足していることに加えて、条件整備もたいへん遅れており、たくさんの課題があります。また、学童保育の施設・設備、指導員の配置や待遇など、保育環境の整備については課題が山積しています。

課題が山積している現状を解決するためには、国の学童保育の制度と市町村の学童保育施策の抜本的な拡充が必要です。市町村の実施責任を強め、学童保育の基準を整備し、計画的に量的拡充と質的向上を推進していくことが必要であり、そのための財政措置が欠かせません。これにより、学童保育の量的拡大・質的向上が図られることが期待されています。

鹿児島県における学童保育の現状は、全国調査による設置率平均が102.2%（1校区に複数の学童保育があります。）であるのに対して、鹿児島県の設置率は70.47%で、最下位に属します。必要とされるところに学童保育ができていない実態にあります。

昨年8月の「子ども・子育て関連三法」の成立を受けて、2015年4月からの新しい子育て支援法施行に向けて制度の具体化が、これから市町村では検討されていくことになります。

今回、決まった法律では、「市町村の実施責任が『できる』『利用の促進の努力義務』となっていて明確になっていない」「最低基準は、指導員の資格と員数のみが『従うべき基準』となっているのみで、他の施設や運営に関する項目が市町村に任されている」「基準の水準がわからない」「財政措置が一括交付金となっていて学童保育に確実に補助されるのか明確ではない」など、これまでの私たちの要望からすると不十分なものとなっていると考えます。

現在、2015年4月からの新制度の具体化が検討されていることをふまえて、今後も公的責任において学童保育が量的にも質的にも拡充される制度となるよう、学童保育現場当事者の声が反映された事業計画及び学童保育の基準づくり（＝条例化）をお願いすると同時に、よりよい学童保育の制度・仕組みとなるように以下の点について要望いたします。

記

- (1) 市町村が設置する「地方版子ども・子育て会議」に学童保育関係者をメンバーに入れること。
- (2) 「地域子ども・子育て支援事業計画」策定にあたっては、学童保育を13事業のひとつとしてではなく重点事業と位置づけること。
- (3) 「事業計画」のニーズ調査は、学童保育の量的・質的な拡充と適切な把握（潜在的なニーズ把握も含む）ができる内容とすること。（パブリックコメント等のとりくみ）
- (4) 学童保育の基準づくりにかかわって

- ①市町村が作成する条例には、全国連絡会が作成した『学童保育の保育指針（案）』（別紙で同封）が反映されるようにすること。

- ②条例の設置基準にあたっては、『私たちが求める学童保育の設置・運営基準』（別紙）を参考にすること。

- ③指導員の配置基準は、常時複数の常勤配置（午前中からの勤務体制）を基準とすること。

- (5) 国が市町村に交付する交付金は、確実に学童保育に予算措置がなされること。

国から市町村に出されるお金は、「交付金」となります。これまでの補助金と同様に、国と都道府県と市町村が3分の1ずつ負担します。市町村も都道府県も国が示した交付金の負担額を予算化しなければなりません。

また、交付金は、市町村が策定した「地域子ども・子育て支援事業」に基づいて交付されます。都道府県の負担は、法律で義務づけられたものではなく、「予算の範囲内で、交付金を交付することができる」というものです。13の事業について、市町村がどのような計画を立てるかによって交付金額が異なってきます。それぞれの事業の実施に必要な国が決めた「単価」にもとづいて、交付金額が算定されます。

- (6) 学童保育への助成制度の充実について

保護者間の所得格差やひとり親家庭が増え、学童保育所にも入所できない子どももいます。年間を通した入所児童数の暫減、特に経済的な理由による滞納や途中退所児童が出てきています。低所得者及び非課税世帯への保護者負担金の減免に対する公的な助成をすることが求められています。

このような現状を踏まえ、ひとり親世帯や要保護・準要保護世帯を対象とした利用料の補助制度をつくってください。

(別紙)

私たちが求める学童保育の設置・運営基準

1 学童保育の目的・役割

- (1) 共働き・一人親家庭等の小学生の放課後（土曜日・春・夏・冬休み等の学校休業中は一日）の安心・安全な生活を継続的に保障する。
- (2) 毎日の生活を通して子どもの健やかな成長を図る。
- (3) 保護者の働く権利と家族の生活を守る。

2 対象児童

- (1) 対象児童は、小学校および特別支援学校小学部に就学している1年生から6年生までの子どもであって、その保護者が就労等により昼間家庭にいない子どもと個別の支援を必要とする子ども。
- (2) 保護者が疾病、通学、介護、求職、産休、育休中であるなどで保育を必要とする子ども。

3 規模の上限と定員

- (1) 学童保育の生活集団の規模

子どもが落ち着いて安心して生活できる保育が実施可能な規模でなければならない。基本的な生活単位となる学童保育の集団の規模の上限は30人までとする。

- (2) 複数学童保育、クラス

- ① 学童保育を分割するなどして複数の学童保育とする場合は、それぞれの学童保育に、専用施設を設ける。
- ② 集団の規模の上限員数までを1クラスとし、単一施設に複数クラスを置いて保育を実施できる。
- ③ クラスを置く場合は、それぞれのクラスには、専用の設備と専用室を備える。
- ④ いずれの場合も専任指導員を配置し、独自に子どもの生活が保障されなければならない。

- (3) 定員

集団の規模の上限員数とクラスの数の積により定員を定める。

4 開設日・開設時間・保育時間

- (1) 開設日

学校課業日および春・夏・冬期休業・土曜日等の学校休業日（日曜日・祝日・年末年始を除く）で、年間通した開設日である。新1年生も4月1日から受け入れる。

- (2) 開設時間

学校課業日においては子どもの下校時間、学校休業日においては保護者の就労状況を考慮して開設時間を設定する。

保育時間の前後を、保育準備、職員会議、保育と業務の記録等の事務処理、保護者等からの相談を受ける等の時間とし、学童保育を開設する。

- (3) 保育時間

保育時間は、保護者の迎えや学校休業日の朝の送り等、子どもの生活等を考慮して決める。保護者の迎え等が必要な場合は、学校課業日は、下校後から午後7時までが望ましい。学校休業日は、午前8時前後からの開始が望ましい。また、必要とする子どもがいる場合は、地域の実情に応じて延長保育をおこなう。

5 施設・設備

- (1) 学童保育の施設

子どもが「毎日の生活の場」として過ごすという施設であるという基本をふまえ、学童保育の施設は、衛生・安全面が配慮された資材を用い、建築基準法に定める耐震（静岡県基準）・耐火建築の施設とする。

- (2) 学童保育に必要な施設・設備

学童保育の施設・設備には、生活室、プレイルーム、静養室、事務室、障害児用を含むトイレ、玄関、台所、倉庫等収納スペース、手洗い場、足洗い場、温水シャワー、物置、電気・給排水設備、冷暖房設備、屋外の遊び場、避難口、換気、日照・採光設備等を設け、衛生及び安全が確保された施設とする。ただし、学校内や児童館併設の場合でも生活室と静養室、事務室、台所設備は専用とする。

その他、生活に必要な備品を備える。

- (3) 施設の広さ、設備の内容

- ① 生活室は、子ども1人につき1.98㎡以上確保し、生活に必要な用具を備える。（用具としては、個人のカーン置場、机、図書など）
- ② プレイルームは、子ども1人につき1.98㎡以上確保し、遊具を備える。ただし、生活室と共用する場合は、子ども一人につき3.96㎡以上確保する。
- ③ 静養室は8㎡以上とし、子どもが休養できる設備、備品を備える。
- ④ 事務室は、個人情報等を扱うことも配慮した構造とし、事務机、キャビネット、書棚、印刷機、パソコン・

プリンター、災害時優先の指定を受けた電話・ファクシミリ及び携帯電話を備え、指導員の更衣コーナー（更衣ロッカー）を設ける。

- ⑤ トイレは、男子用女子用をそれぞれ確保し、便器は定員に応じた数を設ける。
- ⑥ 玄関は、くつ箱、傘置き場を備えると共に、子どもが安全に出入りできる広さを確保する。
- ⑦ 台所は、湯茶、補食としてのおやつを提供できる設備とすること。備品として、冷蔵庫、食器棚、保管庫、食器洗浄機及び調理器具・食器などを備える。
- ⑧ 子どもの生活に必要な備品や遊具、行事等に必要なものが収納できる倉庫等の収納設備を設ける。
- ⑨ 温水シャワー室を備える。
- ⑩ 屋外の遊び場として、児童遊園に準じて 330 ㎡以上のボール遊びができる広さがある、専用もしくは近くに同程度の広さで遊べる場所を確保する。
- ⑪ 子どもの生活に支障がないよう、施設は「バリアフリー新法」を適用したものとする。
- ⑫ 非常口、非常警報設備および消火設備を設ける。

6 職員（学童保育指導員）

(1) 学童保育指導員の仕事・役割

一人ひとりの子どもが学童保育を毎日の生活の場として受けとめ、よりどころとして実感できるようにすることが指導員の仕事であり、その実施により学童保育の目的を実現する。

(2) 職員の配置

- ① 学童保育には、学童保育の仕事に専任とする学童保育指導員を配置する。その他、必要な職員を配置する。
- ② 学童保育指導員の配置基準
 - ・ 開設時間中は常時複数とする。児童数 20 人までは指導員 3 人以上を配置し、21 人から 30 人までは 4 人以上の配置とする。
 - ・ 学童保育に障害がある子どもが入所する場合は、必要数の指導員を配置する。指導員の配置基準は、子どもの障害の種類・内容等によって加配する。

③ 勤務時間

学童保育指導員は、子どもが学校から帰る前、帰宅後にも必要な仕事があるため、週 40 時間勤務とする。学校休業日の一日保育では、遅番・早番の勤務の指導員を配置する。

④ 雇用期間

学童保育指導員は雇用期間の定めのない雇用とする。

(3) 学童保育指導員の資格

学童保育指導員の資格は、当面、保育士の資格を援用するとともに、学童保育指導員の資格制度を創設する。

(4) 学童保育指導員の研修

- ① 学童保育指導員の仕事は、常に実践を振り返り、検証し、より高めていくことが求められる仕事であり、たゆまぬ自己研鑽が求められる。
- ② 運営（責任）者は、様々な機会を活用して指導員の研修を保障することにより、学童保育指導員の資質向上に努めなければならない。
- ③ 国および地方公共団体は、学童保育指導員の資質向上の機会を保障し、研修のための条件整備を図らなければならない。

(5) 学童保育指導員の遵守事項

学童保育指導員は以下の各項を遵守する。

- ・ 子どもの人権の尊重と子どもの性差・個人差を配慮する
- ・ 体罰や言葉の暴力等、子どもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止
- ・ 保育を通じての保護者への対応と信頼関係を構築する
- ・ 個人情報とプライバシーを保護する
- ・ 研鑽を重ね職員相互で協力する
- ・ 事業の公共性を維持する
- ・ 子ども理解を深め、学童保育の生活を向上させる

(6) 職員の待遇・健康管理

学童保育指導員には、円滑に職務が遂行できるような労働環境および待遇が保障されなければならない。また、職員の働きすぎの抑止に努め、健康管理のために定期的に健康診断を実施する。

7 保育内容（別紙同封の「学童保育の保育指針(案)」参照）

(1) 学童保育の保育内容は次の通りとする。

- ① 子どもの安全・健康・衛生を確保すること
- ② 子どもの安定した生活を保障すること
- ③ 遊びやその他の活動・行事などの豊かな生活を保障すること
- ④ おやつを提供すること
- ⑤ 施設外保育に努めること
- ⑥ 外出・地域との交流に努めること

(2) 家庭との連絡・協力を図る

(3) 関係機関との連携を図る

8 個別の支援を必要とする子どもへの対応

(1) 障害のある子や、児童虐待、多文化・多言語家庭の子等、個別の支援を必要としている子どもについては、受け入れ体制を整備する。

(2) 受け入れ体制の整備については市町村が基本的な責任を負う。受け入れ体制の整備には、特別な支援の内容に応じた指導員の加配、指導員の専門的な研修の実施、専門的な機関や施設との相談・連携体制を構築する。

(3) 児童虐待等への対応

指導員は、子どもの心身の状態や家族の様子などの観察や情報により、児童虐待の早期発見に努める。また、児童虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、市町村等が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所や子ども家庭支援センター、保健所等の関係機関と連携して対応を図る。

9 保護者との連携・支援、父母会(保護者会)の参画および協力・連携

(1) 保護者との連携と支援

① 伝え合いを基礎とした信頼関係の構築

保育での子どもの安定した安心感のある毎日の生活を保障するため、子どもの状況の把握、家庭との連絡(伝え合い)・相談・連携を行うことによって、信頼関係を構築する。

② 働きながら子育てをする保護者を支える

学童保育の役割として、働きながら子育てをする保護者を支える。保護者の子育ての悩みや不安などについて相談に応じ、必要な助言や、ともに考え合うことなどを通して、保護者とともに子育てをする施設とする。また、必要に応じて行政や専門機関と連携する。また、保育の継続性を維持するために、保護者が家庭にいる場合でも子どもの受け入れは配慮される。

(2) 保護者・父母会(保護者会)の運営への参画、協力・連携

① 市町村および事業者は、学童保育の目的・役割が果たせるよう、学童保育の運営や市町村の施策の実施について、利用者である保護者・父母会(保護者会)の意見や要望等を聞き、また、積極的によりよい運営ができるように保護者・保護者会が参画できるよう努める。

② 市町村および事業者は、学童保育の保育内容の充実とよりよい運営のために、保護者・父母会(保護者会)と協力・連携を積極的に図る。また、父母会(保護者会)とその活動についても積極的に支援と連携を図る。

10 学校・保育所・幼稚園、関係機関、地域との連携

(1) 子どもの生活の継続性の確保、子どもの状況の把握と適切な対応を図るため、学校との連携を図る。下校時刻の確認、年間計画や行事予定等の交換、病気・事故の際の連絡など、子どもに関する相談や情報交換、その他の協力・連携する体制を整備する。

(2) 学校長・各担任教諭・養護教諭・スクールカウンセラーなど必要に応じた連携体制をつくる。

(3) 保育所や幼稚園等との情報交換と相互理解に努め、合同研修や行事などを通じた交流の推進を図る。

(4) 子どもの安心・安全を確保するため、地域の医療・保健・福祉等の関係機関や施設と日常的な連携を図る。また、地域の関係組織や地域住民・商店街などとの交流や連携体制をつくる。

11 安全対策・緊急時対応

市町村は、運営者、指導員と協力し、次の各項の実現に責任を負う。

(1) 学童保育の日常の安全対策・事故やケガの防止と対応

① 安全な施設・設備の維持のための定期的な点検や改修等を行う。事故・ケガの発生時とその後の対応に関するマニュアルの作成と、指導員の訓練や事故事例等の研修を行う。運営者や指導員は、日常生活・遊びの中で起きる事故やケガを防止するために、日常的な施設・環境の安全性の確保に努める。

② 健康管理、感染症の発生予防、食中毒の予防など、施設・設備も含めた衛生管理にかかる情報を適切に提供する。

③ 防災・防犯対策に関するマニュアルの作成と定期的な訓練等を実施する。また、訓練等の結果を反映し、マニュアルの充実に努める。

- ④ 運営者は指導員とともに、来所・帰宅時の安全確保のために、危険箇所のチェックリスト等の作成、安全な来所・帰宅に関するマニュアルの作成と子どもへの指導に努める。

(2) 緊急時の対応

- ① 災害（地震・落雷・火災・台風・大雪・大雨）などの場合に対応した、緊急時の安全確保・危機管理に関する責任や体制、現場での対応などについてのマニュアルを作成し、運営者および指導員に周知および定期的な訓練、研修を行う。
- ② 運営者と指導員の緊急時対応は、子どもの安全の確保が第一義的であり、避難場所の確保と周知、保護者の就労状況をふまえた保護者との連絡、保護者への引き渡し、学童保育の場での子どもの安全確保などについて、保護者の合意をつくり、周知を図る。

12 学童保育の整備・運営・管理

(1) 学童保育の整備

- ① 学童保育は、共働き・一人親家庭等で学童保育が必要な子どもがすべて入所できるよう整備さなければならない。
- ② 市町村は学童保育の整備および実施に責任を持ち、需要を調査するなどして計画的に整備を図り、待機児童を出さない。
- ③ 適正規模とすること等を理由として、学童保育が必要な子どもを待機児童にしてはならない。

(2) 学童保育の運営

- ① 学童保育の運営は、安定した財政基盤と運営体制を持ち、継続的・安定的に運営されなければならない。
- ② 市町村は学童保育の運営が継続的・安定的に運営されるようその実施に責任を持つ。
- ③ 市町村及び都道府県は、学童保育の円滑な運営のために運営基準や指針の策定、運営者や職員の研修を行う。また、指導員の労働実態を含め運営状況を常に把握し、必要な改善策を行う。

(3) 保険加入による補償

学童保育の保育中および学校から施設、施設から家庭の間で起きた事故・ケガ等は、運営者の責任が問われる。損害賠償責任保険、傷害保険に加入し保障の責任を果たす。この責任を逃れるために保護者に一方的に不利な契約を結ばせたり、念書等を求めてはならない。

(4) 事業内容の向上

運営者は、学童保育の事業計画を作成し、絶えず事業内容について定期的に自己点検を行い、自ら事業内容の向上に努める。

(5) 法令遵守・守秘義務等

子どもと保護者の人権の尊重、守秘義務の遵守、個人情報保護等が適切に行われるよう、遵守すべき基準等を設ける。

(6) 要望・意見の受付と信頼関係の構築

市町村および事業者は、学童保育の運営や保育に対する保護者からの要望・意見・苦情を受け付ける体制を整備し、要望・意見・苦情等があれば迅速な対応を図る。その際、保護者と学童保育がよりよい信頼関係を構築できるような対応に努める。

(7) 適正な会計管理と情報公開

事業者は、利用料等の徴収・管理および執行にあたっては、定期的な検査や決算報告を行う。会計や運営の状況について、保護者に情報公開する。公的資金で運営される施設として、地域に対して情報公開に努める。